

千葉市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県規則第25号

千葉県事務分掌規則等の一部を改正する規則

(千葉県事務分掌規則の一部改正)

第1条 千葉県事務分掌規則(平成4年千葉県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第8号の表経済部の部中

「

経済企画課	250競輪準備室	を
-------	----------	---

」

「

経済企画課		に
-------	--	---

」

改める。

第3条総合政策部政策企画課の事務分掌第9号中「こと」の次に「(政策調整課及びスマートシティ推進課の所管に属するものを除く。)」を加え、同条総合政策部政策調整課の事務分掌中第17号を第18号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 新基本計画審議会公共事業再評価部会に関すること。

第3条未来都市戦略部スマートシティ推進課の事務分掌中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 新基本計画審議会スマートシティ部会に関すること。

第4条財政部資金課の事務分掌中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第6条医療衛生部医療政策課の事務分掌中第23号を第24号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 予防接種事業に関すること(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関するものに限る。)

第7条こども未来部こども家庭支援課の事務分掌第9号中「母子及び父子家庭等」を「ひとり親家庭等」に、「並びに」を「及び」に改

め、同事務分掌第10号及び第11号中「母子及び父子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第9条経済部経済企画課250競輪準備室の事務分掌を削る。

第9条経済部産業支援課の事務分掌中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第9条農政部農政課の事務分掌中第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) ふるさと農園の管理に関すること。

第9条農政部農地活用推進課の事務分掌中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 認定農業者及び家族経営協定に関すること。

第9条農政部農地活用推進課の事務分掌第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農地活用に係る企画及び調整に関すること。

第10条都市部交通政策課の事務分掌第3号中「バリアフリー基本構想」を「バリアフリーマスタープラン等」に改める。

第10条都市部都心整備課の事務分掌第2号中「千葉駅西口第二種市街地再開発事業の推進」を「千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業」に改め、同事務分掌第3号中「ウェストリオ」の次に「及び新千葉公園ビル」を加え、同事務分掌中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同事務分掌第9号中「実施」を「調査及び計画」に改め、同号を同事務分掌第10号とし、同事務分掌中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 新千葉公園の管理に関すること。

第10条都市部市街地整備課液状化対策室の事務分掌中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第10条建築部建築管理課の事務分掌第8号中「市営住宅」を「学校、市営住宅」に改める。

第10条建築部住宅政策課の事務分掌中第4号を削り、同事務分掌中第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条公園緑地部公園管理課の事務分掌第5号中「及び千葉みなと棧橋公園」を「、千葉みなと棧橋公園及び新千葉公園」に改め、第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 公園、緑地における指定管理者による管理に関する事

別表経済企画課の項第1号中「経済振興施策」を「経済政策」に、「調整」を「立案」に、「実施」を「調整」に改め、同項に次の2号を加える。

(2) 産業分野における地域間連携に関する事

(3) ナイトタイムエコノミー推進審議会に関する事

別表都市総務課の項の次に次のように加える。

公園管理課	運営調整担当課長	(1) 公園、緑地における指定管理者による管理に関する事 (2) 千葉マリスタジアム及び千葉市蘇我スポーツ公園の管理に関する事 (3) 千葉マリスタジアム基金に関する事 (4) 青葉の森スポーツプラザの管理に関する事
-------	----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(千葉県公印規則の一部改正)

第2条 千葉県公印規則（昭和45年千葉県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表32の項使用範囲の欄中「第2条第5項」の次に「及び第6項」を加え、同表41の項使用範囲の欄中「特定優良賃貸住宅、」を削り、同表47の項個数の欄中「5」を「4」に改める。

(千葉県物品会計規則の一部改正)

第3条 千葉県物品会計規則(昭和52年千葉県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、管理課」を「各課」に改め、同条第2項中「令第174条の46第1項」を「令第174条の44第1項」に改める。

別表第4第1号の表中央図書館の項中「中央図書館」を「中央図書館各課」に、「管理課長補佐」を「課長補佐」に改める。

(千葉県保健所規則の一部改正)

第4条 千葉県保健所規則(昭和63年千葉県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表感染症対策課の項を次のように改める。

感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 課の庶務に関すること。</li><li>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく患者処置等に関すること。</li><li>(3) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第8条第1項の規定による届出に関すること。</li><li>(4) 後天性免疫不全症候群及び性感染症の予防に関すること。</li><li>(5) 結核・感染症発生動向調査事業に関すること。</li><li>(6) 肝炎ウイルス検査及び相談に関すること(健康増進法(平成14年法律第103号)に基づくものを除</li></ul>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	く。)。 (7) 感染症診査協議会に関する こと。 (8) 予防接種事業に関すること (新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種に関するもの を除く。)
新型コロナウイルス 対策室	(1) 新型コロナウイルス感染症 対策に関すること。

(千葉県事業所事務分掌規則の一部改正)

第5条 千葉県事業所事務分掌規則(平成4年千葉県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表公営事業事務所の部中第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 競輪に関する企画、立案及び調整に関すること。

(3) 競輪の開催及び運営に関すること。

第3条の表公営事業事務所の部中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 民間車券発売所との連絡調整に関すること。

第3条の表公営事業事務所の部中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所の財産管理に関すること。

第3条の表農政センターの部農業経営支援課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、同部農業生産振興課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表中央・稲毛公園緑地事務所、花見川公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所及び美浜公園緑地事務所の部中「中央・稲毛公園緑地事務所」を「中央・美浜公園緑地事務所」に、「花見川公園緑地事務所」を「花見川・稲毛公園緑地事務所」に、「緑公園緑地事務所」を「及び緑

公園緑地事務所」に改め、「及び美浜公園緑地事務所」を削り、同部第2号中「及び」を「、」に改め、「千葉みなと棧橋公園」の次に「及び新千葉公園」を加え、同表中央・美浜土木事務所、花見川・稲毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所の部維持建設課の項第3号及び第7号中「下水道管理部」を「下水道建設部」に改める。

第5条第3項中「環境保健研究所に次長」を「公営事業事務所に事業推進担当課長」に改める。

第6条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「次長、」を削り、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事業推進担当課長は、上司の命を受け、競輪に関する企画、立案及び調整、競輪のプロモーション、競輪の映像権に関する事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

第7条中「、次長」を削る。

別表第1公園管理課の部中「中央・稲毛公園緑地事務所」を「中央・美浜公園緑地事務所」に、「花見川公園緑地事務所」を「花見川・稲毛公園緑地事務所」に改め、美浜公園緑地事務所の項を削る。

別表第2中央・稲毛公園緑地事務所の部中「中央・稲毛公園緑地事務所」を「中央・美浜公園緑地事務所」に、「中央区弁天3丁目1番1号」を「美浜区高浜7丁目2番1号」に、「中央区及び稲毛区の区域」を「中央区及び美浜区の区域」に改め、同表花見川公園緑地事務所の部中「花見川公園緑地事務所」を「花見川・稲毛公園緑地事務所」に、「花見川区の区域」を「花見川区及び稲毛区の区域」に改め、同表美浜公園緑地事務所の部を削る。

(千葉市区役所事務分掌規則の一部改正)

第6条 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条地域振興課の事務分掌中第16号を第17号とし、第5号から第15号まで1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 区役所の会計年度任用職員の任用に関すること。

第3条区政事務センターの事務分掌第2号中「郵送」の次に「及び

オンライン申請」を加える。

第6条こども家庭課の事務分掌第11号中「母子及び父子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同事務分掌第17号及び第18号中「母子及び父子家庭等」を「ひとり親家庭等」に、「並びに」を「及び」に改める。

(千葉県予算会計規則の一部改正)

第7条 千葉県予算会計規則(平成4年千葉県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「又は室」を削り、同条第8号中「、第25条の2第2項」、「及び室」及び「、教育センター総務室にあっては室長の指名する者」を削る。

別表第3中

「

中央図書館	管理課長の職にある者
-------	------------

を

」

「

中央図書館管理課	課長の職にある者
中央図書館情報資料課	

に

改める。

別表第4中

「

中央図書館管理課	所属職員のうちから現金出納員が指名する者
----------	----------------------

を

」

「

中央図書館管理課	所属職員のうちから現金出納員が指名する者
中央図書館情報資料課	

に

」

改める。

(千葉市長の政治倫理に関する条例施行規則の一部改正)



第 8 条 千葉市長の政治倫理に関する条例施行規則（平成 22 年千葉市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。